

第3回弁論が開かれました!

5月31日14時より、大阪地方裁判所第808号法廷で、船出さんが年休で休むのに診断書の強要をされた事を不当として訴えた裁判の、第3回弁論が裁判官1人から裁判官3人体制（合議制）へ変更となり開廷されました。

今回の裁判傍聴者は、船出さんを支援している人が28名で会社側は3名でした。

今回は船出さんからの『準備書面』提出の確認と、第2回弁論から時間がなかったことから、今後提出する『準備書面』の提出期日の確認が行われ、裁判長から会社側の代理人弁護士に、反論の書面提出についてが問われ、会社側代理人弁護士は「全ての書類が提出されてから提出する」旨の回答を行いました。

次回期日は、次に提出する準備書面作成に時間を要すことから、7月下旬から8月上旬の開廷を裁判長に伝えた所、裁判所は8月1日から20日まで開廷しないことになっているとの事で、8月23日の14時からと決まりました。

次回期日は8月23日14時から

大阪地方裁判所第808号法廷で行われます